

広島県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年二月五日

広島県知事 横田美香

- 一 解除に係る保安林の所在場所
呉市焼山北一丁目八八一の二、八八二、八八三の一から八八三の六まで、八八四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅